

令和3年11月29日

新型コロナワクチン追加接種（3回目）の当面の方針について

岐阜県新型コロナウイルス
ワクチン供給調整本部

新型コロナワクチンには一定の感染予防効果があると考えられているが、感染予防効果は発症予防効果、重症化予防効果と比較して早期に低下すること、また、高齢者においては重症化予防効果についても経時的に減少する可能性を示唆する報告があること等を踏まえ、初回接種希望者への接種機会の提供を継続するとともに、追加接種の対象者に対し、確実に接種を推進する。

なお、県内における対象者は150万人程度と見込まれる。【別紙】

1. 追加接種の実施に向けて

（1）基本事項

（開始時期）

- 令和3年12月1日（水）

（対象者）

- 新型コロナワクチンを2回接種した者のうち、18歳以上の者全員を接種対象とする。

なお、12歳以上18歳未満の者に対する追加接種の取扱いについては、今後国から示される方針に基づき適切に対処する。

（接種間隔）

- 2回目接種完了から、原則8か月以上とする。
- ただし、感染拡大の防止を図る観点から、医療機関等（医療機関、高齢者施設等）においてクラスターが発生した場合など特に必要と認められる場合には、事前に国と相談の上、6か月以上経過した者に接種することができる。

(接種順位)

- (1) 医療従事者等(※)、(2) 65歳以上の高齢者及び高齢者施設の従事者、(3) 基礎疾患を有する者及び社会福祉施設の従事者、(4) 一般県民の順に接種を推進する。

※医療従事者等：新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。）に頻繁に接する機会のある医師、歯科医師、看護師、薬剤師、その他事務職員、保健所職員及び患者の搬送に携わる救急隊員 など¹

<接種開始時期>

(1) 医療従事者等	令和3年12月1日
(2) 65歳以上の高齢者及び 高齢者施設の従事者	令和4年 1月頃
(3) 基礎疾患を有する者及び 社会福祉施設の従事者	令和4年 3月頃
(4) 一般県民	

- 一般県民への接種に当たっては、県の「今後のワクチン接種の優先順位及び供給方針について」（令和3年6月8日決定）に則り、地域の実情に応じて優先接種の対象とした、教職員、幼稚園教諭、保育士、外国人県民などから順に接種を行うことを基本とする。

(接種体制)

基本方針

市町村接種（集団接種、個別接種）を基本とし、企業、大学等による職域接種、必要に応じた県による大規模接種、のベストミックスにより、円滑かつ迅速な追加接種を推進する。

<市町村接種>

- 予防接種法上の実施主体は市町村であり、追加接種における体制も、市町村接種（集団接種、個別接種）を基本とする。

ただし、医療従事者等のうち、予め県に自院接種を行う旨回答した病院等に勤務する職員等は当該病院等で接種する。

¹ 医療従事者等の範囲の詳細は、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（5版）」（18-20頁）参照。

- 令和3年11月16日付け厚生労働省事務連絡に基づき、武田／モデルナ社ワクチンが薬事承認を取得することを見込み、市町村においては、県と十分連携の上、集団接種会場の設置や、現在設置している集団接種会場で武田／モデルナ社ワクチンを接種できるようにするなど、接種体制の確保に積極的に取り組む。

また、武田／モデルナ社ワクチンについても、ファイザー社ワクチンと同様に小分け移送が可能となることから、武田／モデルナ社ワクチンでも個別接種が実施できるよう実施体制並びに実施医療機関等を確保する。

- 長期入院患者、高齢者施設等の入所者に対する接種については、医療機関、高齢者施設等が所在する市町村が当該施設と連携し行うとともに、接種希望者が確実に接種を受けられるよう、接種体制を構築する。

また、クラスター発生防止の観点から、高齢者施設等の従事者に対する接種についても併せて推進する。

<職域接種>

- 企業、大学、団体など職域による追加接種については、国の「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」（令和3年11月12日決定）に則り、市町村の負担を軽減するため、初回接種を実施した企業、大学等から、職域接種の希望を募り、令和4年3月を目途に追加接種を開始する。

なお、実施に向けての手続き・運用等については、今後国から示される方針に基づき適切に対処する。

<県大規模接種>

- 市町村接種の状況を踏まえ、市町村支援の観点から必要があると認められる場合には、医療関係団体と協議の上、県大規模接種会場の設置について検討する。

- 県大規模接種会場の設置に備え、岐阜圏域の会場（岐阜産業会館）においては、医療法に基づく診療所の開設は継続するとともに、他4圏域についても、会場候補地の選定作業を進める。

(使用するワクチン)

- 初回接種に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNAワクチン（ファイザー社ワクチン又は武田／モデルナ社ワクチン）を用いる。²
- ただし、当面は、薬事承認されているファイザー社ワクチンを使用することとし、武田／モデルナ社ワクチンを使用することに関しては、今後の薬事承認等の状況を踏まえ、適切に対処する。
- 県及び市町村は、2回目接種から8か月が過ぎた住民に対して、速やかな追加接種を実施する。その際、希望する種類のワクチンが不足するなど、もう一方のワクチンを使用する必要がある場合には、市町村、医療機関は接種希望者に対し、もう一方のワクチンを使用した場合の有効性や副反応など正確な情報を提供する。

(2) 接種券等(※)の発送 ※接種券等：接種券一体型予診票、接種済証、案内文書など

- 令和3年10月20日付け厚生労働省事務連絡に基づき、接種対象者が2回目接種から概ね8か月以上³経過した際に接種を開始できるよう、VRS又は予防接種台帳から対象者を抽出し、接種券等の印刷及び封入、封緘を行う。
その際、VRSへの登録遅れにより、抽出から漏れる場合もあり得ることから、抽出の都度、当該事案に該当する者の有無を確認するなど、抽出漏れの防止に留意すること。
- 接種券等については、2回目接種から一定期間経過した複数の対象者に対して順次まとめて送付することから、一定期間ごとにデータ抽出の基準日を設定し、段階的に印刷する。
- 接種券等の発送頻度、発送方法については、市町村における接種対象者の人数や接種体制等に応じて、柔軟に対処することを妨げない。
- VRSへの登録遅れや入力誤り、転居等により、接種券が発行されなかった者や接種券を紛失した者等が、漏れなく接種券の発行申請の必要性を認識できるよう、市町村は住民に対し、接種券発送スケジュール等について十分な周知を行うこと。

² 職域接種においては、初回接種同様、武田／モデルナ社ワクチンの使用が予定されている。

³ 事前に国と相談の上、市町村の判断により2回目接種完了後6か月以上後に接種することができる者とされた者については、6か月以上。

(3) 留意事項

(間違い接種の防止)

- 使用済み注射器の再使用やファイザー社ワクチンの再希釈など、初回接種において指摘された注意事項の遵守はもとより、追加接種においては、武田／モデルナ社ワクチンの用量が初回接種と異なる予定であることから、初回接種の対象者とは接種日時や接種会場を明確に分けるなど、間違い接種の防止に努める。
- 1つの接種会場（医療機関）で複数種類のワクチンを取り扱う場合には、種類が異なるワクチンを混同しないよう、ワクチンごとに接種日時や接種場所、保管容器などについて明確に区分した管理を行う。

(残余ワクチンの廃棄防止)

- 市町村は、残余ワクチンが発生しないよう計画的な予約管理の徹底について配慮するとともに、当日のキャンセル等に備え、キャンセル待ちリストの作成など、残余ワクチンの廃棄防止措置を講じる。

(正確な情報発信)

- 接種希望者が追加接種の効果とリスク双方を正しく理解した上で、自らの意思で接種を受けていただけるよう、県及び市町村は、国からの情報に基づき、追加接種の必要性や有効性、副反応などについて、ホームページ、新聞、テレビ、ラジオ、SNSなど様々な媒体を活用し、正確な情報の丁寧な説明に努める。

特に、若者や外国人県民に対しては、伝えるべき情報が確実に届くよう、SNSやコミュニティの活用など特性に応じた効果的な広報を実施する。

- 令和4年2月～3月供給分として本県に配分されるワクチンのうち、45%を武田／モデルナ社ワクチンが占めることを踏まえ、国に対して同社ワクチンの交接種に係る最新情報を明らかにした上で、正確かつ分かりやすい情報発信を求める。

県及び市町村は国の情報に基づき、交接種の有効性、副反応など正確な情報の丁寧な説明に努める。

2. 県・市町村の役割

県：接種に係る広域調整や進捗管理等の市町村支援、ワクチンの供給調整、専門的相談体制の確保 等

市町村：接種体制の確保、接種券等の印刷・発送 等

	県	市町村
接種会場・人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村接種計画の策定支援 ・進捗のフォローアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・接種計画の策定 ・個別、集団接種会場の確保 ・医療従事者の確保
接種会場へのワクチン供給	<ul style="list-style-type: none"> ・接種対象者、国からの配分量を踏まえ、市町村毎のワクチン配分量を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・接種会場毎の必要ワクチン量の決定
接種券の発送 予約受付 ワクチン接種	<ul style="list-style-type: none"> ・接種券の発送状況のフォローアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・VRSから対象者を抽出の上、適切なタイミングで接種券印刷、順次発送 ・接種会場と調整の上、予約を受付、ワクチン接種を実施

3. ワクチン未接種者への対応

- 今後12歳を迎える者、新たに初回接種を希望する者などワクチン未接種者に対しても接種機会の提供を継続する。
なお、5歳以上11歳以下の者に対する接種の取扱いについては、今後国から示される方針に基づき適切に対処する。
- 接種体制は、市町村接種（集団接種、個別接種）を基本とする。
- 使用するワクチンは、ファイザー社ワクチン又は武田／モデルナ社ワクチンとする。

4. ワクチン供給量の決定

- 県は、国からの配分量、市町村における接種対象者数、追加接種の進捗状況、未接種者の新規需要の状況、残余のワクチン量等を考慮しながら、市町村への供給量を決定する。
- また、追加接種及び未接種者への接種を迅速かつ円滑に実施できるよう、市町村間の融通について柔軟に対応するとともに、国に対して、必要ワクチン量の確実な配分及び明確なスケジュールの提示を求める。

接種時期のイメージ

